

基本情報

2021年10月15日提出

提案者	地方公共団体名(連名)	三重県多気町・大台町・明和町・度会町・大紀町・紀北町		
	窓口担当者① (所属・役職・氏名)	代表自治体：多気町 企画調整課 課長 林 洋志	電話番号	0 5 9 8 - 3 8 - 1 1 2 4
			Eメール	kikaku@town.mie-taki.lg.jp
	窓口担当者② (所属・役職・氏名)	三重広域連携スーパーシティ推進協議会 事務局長 筒井 尚之	電話番号	0 5 9 8 - 6 7 - 8 5 5 4
			Eメール	taki.sc.kyogikai@ms2.mctv.ne.jp

再提案に向けた検討内容

【再提案の概要】

1. 検討の前提

提案済みの、基本コンセプト（グリーンフィールドの有効活用と基礎自治体6町連携）や、地域課題解決、住民サービスの利便性向上のために検討した各施策は、大きく見直さず、規制改革に干渉しない範囲で、地域活性化の施策として積極的に推進していく前提のもと、以下3つの再提案を申請する。

2. 3つの再提案

1）地域DX推進体制の構築（6町まるごとデジタル民営化『三重広域連携Oneプラットフォーム構想』）

基本コンセプトを、より具体的に実現させるため、社会システムとして実装させるため、サービス全般に連動した具体的な実行手段（データ連携基盤を中心に据えた都市OS）の構築と、実施に伴う規制改革シナリオを提案。

2）医療ヘルスケア分野の再提案（健康寿命延伸の為にヘルスケア連携ネットワーク構築）

一部実証実験も進めている、オンライン診療やPHR活用など、地域の予防未病を実現させるための新たな施策を、改めて社会システムとして実行する手段として再検討し、それに伴う規制改革シナリオを提案。

3）ゼロカーボンシティ分野の再提案（カーボンオフセット活用推進）

地域の約8割を占める森林資源を最大限に活用した、ゼロカーボン達成と地域経済の活性化の両方を目指した新たな規制改革シナリオ提案

3. 提案項目

①再提案（上記3項目）

②住民説明会実施内容

③データ連携基盤構築概要

④Appendix（提案済み先端サービス一覧）

データ連携基盤を活用した広域自治体連携による地方創生を目指した活動

単独自治体の行政施策だけでは困難な地域課題を産学官民連携で解決



様々な業種を横断する32社
との官民コラボレーション

<活動経緯>

- 2019年12月 内閣府スーパーシティ構想アイデア公募参加
- 2020年10月 三重広域連携スーパーシティ推進協議会設立
- 2021年 4月 スーパーシティ型国家戦略特区公募申請
- 7月 中央省庁合同スーパーシティ関連事業公募申請
- 8月 経産省「新地域MaaS創造事業」採択
- 8月 国交省「スマートシティモデルプロジェクト」採択
- 9月 デジタル地域通貨「Mie-coin」開発開始
- 9月 共通ID「Mie-ID」開発開始
- 11月 医療MaaS実証実験（経産省事業）開始



1. 三重広域連携スーパーシティ構想の全体概要

三重広域連携スーパーシティ戦略全体像（KGI/KPI設定）



2. 今回再提案の全体概要



【具体的な個別施策の推進】

- 1) 国交省「スマートシティモデルプロジェクト」
 - ① 共通IDによるマルチ・サービスコネクト
(データ連携基盤整備に向けた先行事業)
 - ② デジタル地域通貨の実証スタート
(次年度、顔認証技術なども採用検討)
 - 2) 経産省「地域新MaaS創出推進事業」
 - ① 医療MaaS実証実験実施
(オンライン診療を含む、地域医療課題解決)
- ⇒規制改革に関わらず、グリーンフィールドでの、先行実証及び社会実装の推進を進めていく。

新たな

3つの

再提案

1. 全体施策（地域DX推進体制の構築）

⇒人口減少が想定される地域における、持続可能で魅力ある住民サービス提供のための仕組みづくり
⇒6町連携の実効性/有効性を最大化させる運用体制の構築

☆持続可能な地域サービス、6町まるごとデジタル民営化『三重広域連携Oneプラットフォーム構想』構築

2. 医療ヘルスケア分野の再提案

⇒先行する医療ヘルスケア分野を中心とした、地域のウェルネス向上に繋がる規制改革シナリオ提案

☆健康寿命延伸の為のヘルスケア連携ネットワーク構築

3. ゼロカーボンシティ分野の再提案

⇒地域の約8割を占める森林資源を活用した、地域経済活性化の施策

☆カーボンオフセットを活用した継続性、持続性を踏まえたゼロカーボンへの取組

再提案①全体施策：

データ連携基盤の実運用体制構築

『6町住民サービスのデジタル統合の三重広域連携Oneプラットフォーム構想』

従来提案：一般社団法人によるデータ連携基盤運用

再提案：上記民間サービスのデータ連携基盤運用事業に加え、行政データ及びサービスを統合した官民統合広域連携プラットフォームの構築

施策の狙い：人口減少環境下においても持続可能な住民サービスの向上を実現するための具体的な実行体制の構築

期待効果：データ連携基盤の運用に留めず、標準化/デジタル化可能な行政業務を包括的に受託する一般社団法人『三重広域連携Oneプラットフォーム』（仮称）の構築及び、当該組織への業務委託による各自治体業務負荷の大幅低減。**【業務量負荷低減の目標値：現行業務量の50%以下】**

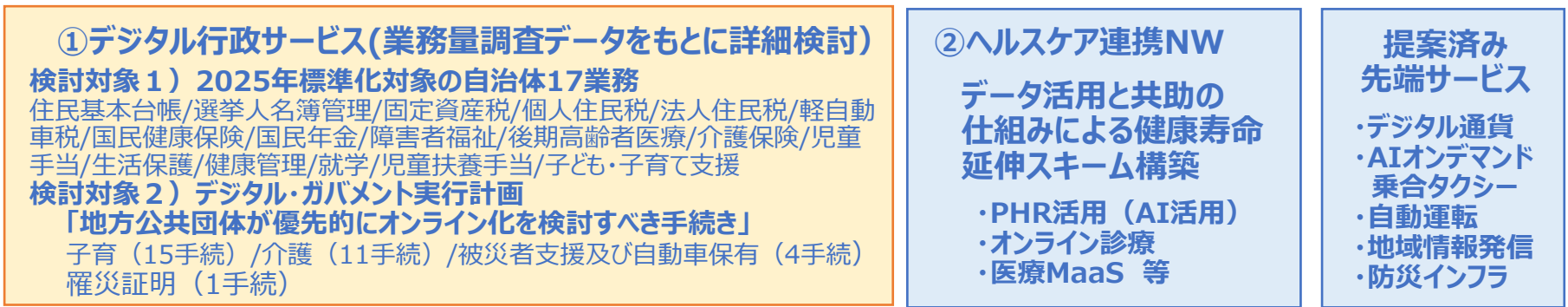
規制改革提案：①各行政業務の外部委託を実現するための包括的な規制改革
②プラットフォーム構築プロセスと並行したアジャイル式規制改革推進

官民、サービス分野を幅広く横断する、住民中心のデジタル・トランスフォーメーション特区

持続可能な住民サービスの維持向上

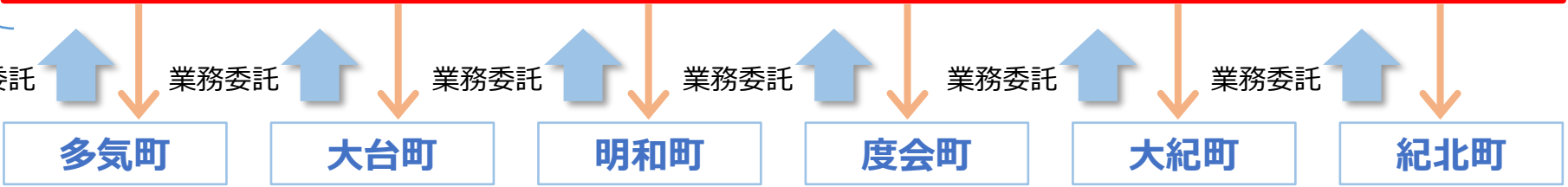


標準化可能な行政サービス/地域のサービスをワンストップで提供 医療ヘルスケア/モビリティ・サービス/防災など地域サービス中心



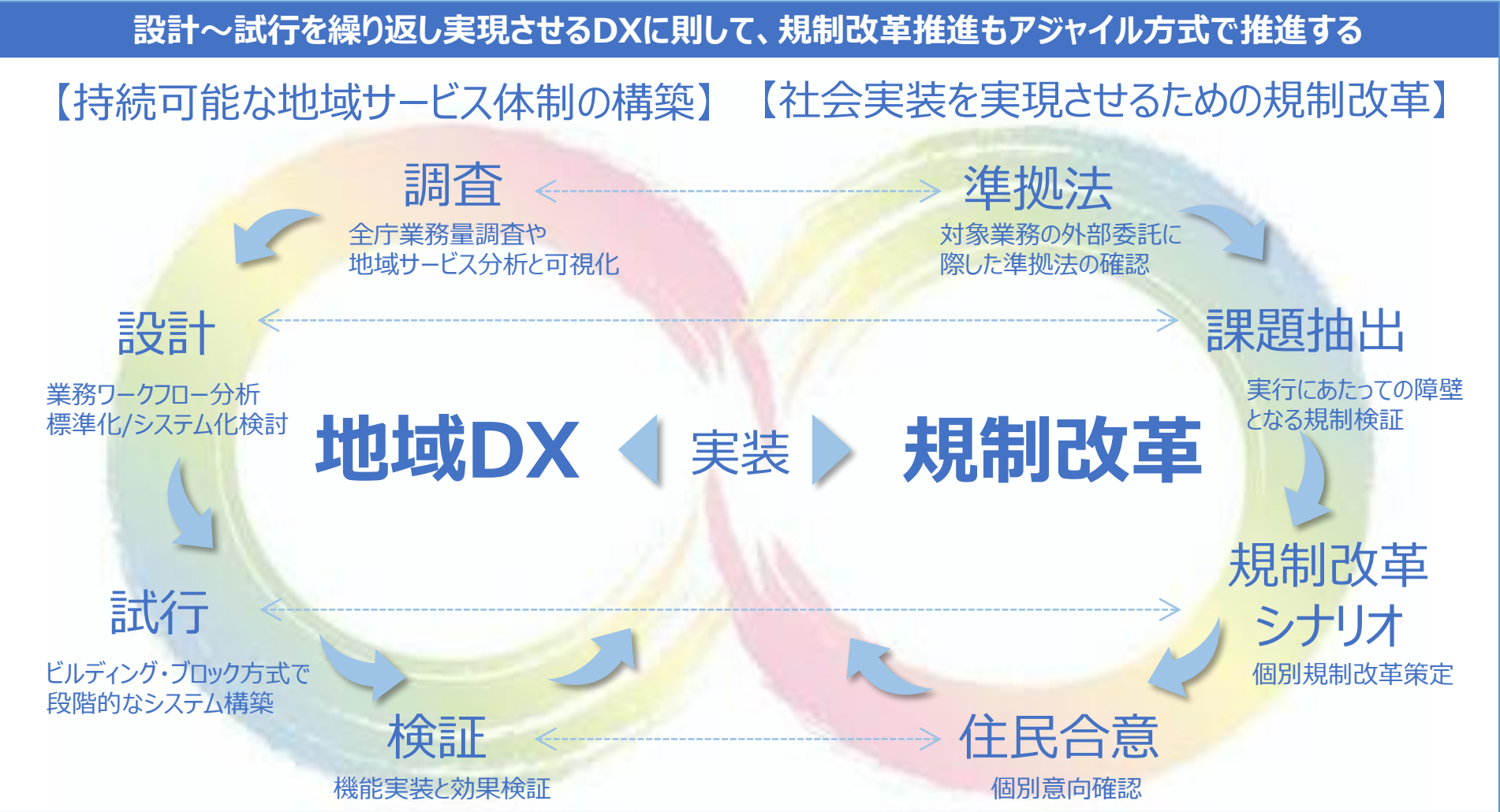
三重広域連携スーパーシティ・データ連携基盤

新規設置：一般社団法人『三重広域連携Oneプラットフォーム』
自治体業務受託/住民サービスなど地域デジタル・サービスの包括的運営会社



地域DX推進のためのアジャイル式規制改革推進特区の提案

個別自治体単体では推進が難しい地域におけるDXを推進するため、自治体業務も統合し、6町が共用し業務を委託できる、**統合業務プラットフォーム『三重広域連携Oneプラットフォーム構想』**を設置し、実効性をもった、持続可能な地域DXを促進させる。



規制改革シナリオ検討の進め方

各行政業務の外部委託（データ管理業務、発行手続き業務、窓口業務など）を実現するための、包括的な規制改革シナリオの提案検討を進める。

仮に自治体17業務を対象とした際の、想定される準拠法

＜想定される準拠法＞

1. 住民基本台帳（住民基本台帳法）
2. 選挙人名簿（公職選挙法）
3. 固定資産税/個人住民税/法人住民税/軽自動車税（地方税法）
4. 国民健康保険（国民健康保険法）
5. 国民年金（国民年金法）
6. 障害者福祉（身体障害者福祉法）
7. 後期高齢者医療保険（高齢者の医療の確保に関する法律）
8. 介護保険（介護保険法）
9. 児童手当（児童手当法）
10. 生活保護（生活保護法）
11. 健康管理（健康危機管理法及び健康増進法）
12. 就学（学校教育法）
13. 児童扶養手当（児童扶養手当法）
14. 子供・子育て支援（子ども・子育て支援法）

＜各業務全般の外部委託に係る規制内容（共通課題）＞

1. 管理の問題
住基法第36条の2第2項、同法第30条の29第2項、
同法第30条の33第2項
公共サービス改革法第34条等その他
2. 偽装請負の問題
労働者派遣法第5条
3. 個人情報保護の問題
個人情報の保護に関する法律第16条
各自治体の個人情報保護条例
4. 権力的公務の前提となる調査業務の問題
生活保護法第19条第1項、
地方税法第403・404・405条等その他

効果的な対象業務の調査⇒対象業務の設計⇒準拠法の再確認という、プラットフォーム設計検討と並行した、アジャイル式の規制改革検討を進める。

住民中心の地域包括デジタル・トランスフォーメーション特区（将来イメージ）

あらゆるサービスが共通IDに紐づき、『手ぶら』でOK

共通ID「Mie-ID」
で地域サービスに
オプトイン

生体認証



公共交通

行政区
マイナンバー

Mie-ID



ヘルスケア



消費/購買



観光



小売消費



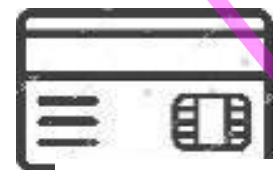
各種行政手続



様々なカードや証明書を不要に



- ・運転免許証
- ・健康保険証



- ・診察券
- ・会員カード

縦割り個別の煩雑な証明書や
手続きを全て不要に！

- ・住民票
- ・印鑑証明
- ・戸籍謄本
- ・納税証明
- ・年金手帳

未来のDX、住民のQOL向上を目指す

再提案②個別施策：
健康寿命延伸の為のヘルスケア連携ネットワーク構築（医療ヘルスケア分野）

- 従来提案 : オンライン診療やPHRを活用した新たなヘルスケアの仕組み構築
- 再提案 : 全世代ヘルスケアシフトに反映させるPHR活用ネットワークの構築
- 施策の狙い : 1.次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成
2.0次予防に完全シフト（疾病・フレイル・認知症の全予防）
3.現医療・介護費用の50%削減と、ヘルスケアシフト社会を構築
- 期待効果 : 現役世代の人口急減に対応した政策課題
1.健康寿命の延伸がもたらす多様な就労・社会参加
2.医療・福祉サービス改革による地域共生社会の構築
3.医療機関が存在せずとも健康創出・自律できる社会を実現
- 規制改革提案 : 1.健康増進の取組みを行う者への医療費の自己負担軽減
2.「医行為」と定められる行為の一部を、一定条件下であれば
一般市民でも実施可能とする

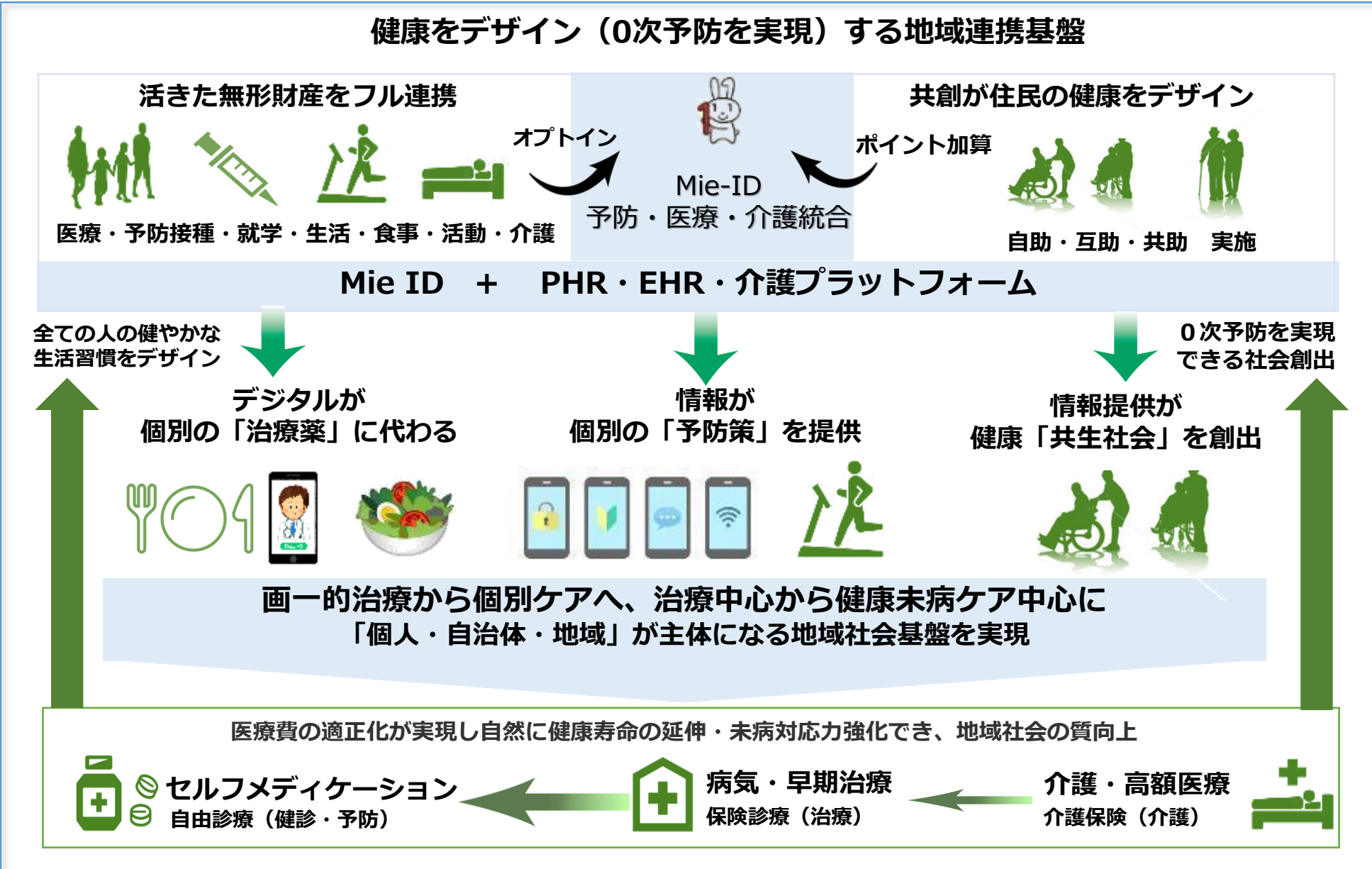
- 規制改革 1 健康増進の取組みを行う者は医療費の自己負担軽減（健康保険料 自己負担額軽減・キャッシュバック）**
マイナンバーカード活用を必須とし、データ連携を最大限に活かしたOneプラットフォーム価値創造のための規制強化。
- 規制改革 2 現行「医行為」と定められている内容を、一定条件の元であれば実施可能とする**
医療介護専門職不足解消解決にながらも自助・共助・互助を実現した地域社会創出のための規制緩和。

規制改革案-1 想定される準拠法等

- 国民健康保険法第74条
- 老人保健法第28条
- 国民健康保険法第42条
- 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第43条
- 厚生労働省通知
一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の
部負担金の取扱について（昭和三十四年三月三〇日保発第
二一号各都道府県知事あて厚生省保険局長通知）

規制改革案-2 想定される準拠法等

- 医師法第17条
- 歯科医師法第17条
- 保健師助産師看護師法第31条
- 厚労省 通知
「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健
師助産師看護師法第31条の解釈について」
(平成17年7月26日)(医政発第0726005号)



規制改革提案 1

健康増進の取組みを行う者は医療費の自己負担軽減
(健康保険料 自己負担額軽減・キャッシュバック)

マイナンバーカードの取得必須
マイナンバーカードの健康保険証利用必須

定期健診受診必須
自治体企画の健康増進プログラム参加に加点



規制改革提案 2

医療介護専門職不足解消と地域共生社会の実現

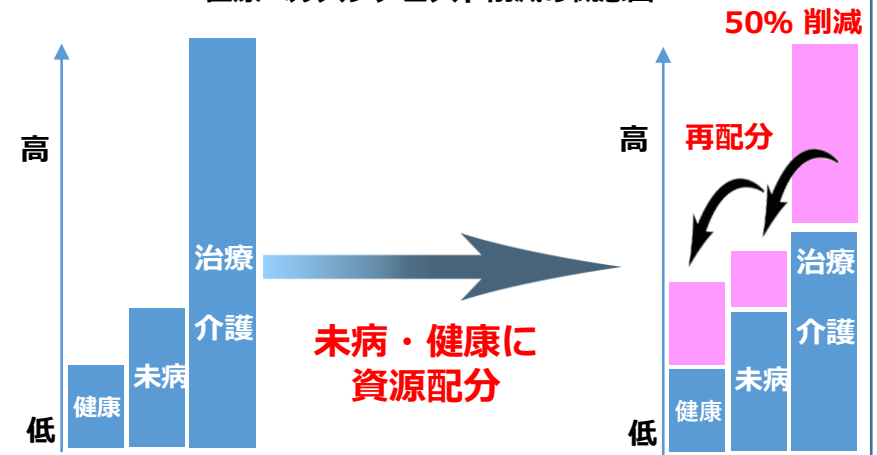
現行「医行為」と定められている内容を、
一般市民でも一定条件の元であれば実施可能にする

医療人材不足解消の一助となり、
共助・互助推進で医療のみに頼らない自立型地域を創生する

未病（健康寿命長伸）健康増進につなげるインセンティブを創造

- デジタル（オプトインデータ）が個別の治療薬に代わる注意喚起・アドバイスを提供
→医薬品代・医療費の大幅削減
- 情報（観光・気候・活動・地域情報など）が個別の「疾病予防策（運動促進・改善策）情報」に連動
→健康意識の高まり・0次予防
- 情報提供が健康「共生社会」を創出
→共生ポイント加算（地域インセンティブ創出）

医療ヘルスケアコスト削減の概念図



再提案 個別施策：ゼロカーボンシティ分野

カーボンオフセットを活用した継続性、持続性を踏まえたゼロカーボンへの取組

従来提案：6町連携でゼロカーボンシティ宣言。再生可能エネルギーの戦略的導入
データの見える化＋再生可能エネルギーの導入促進

再提案：カーボンクレジットを活用したゼロカーボン取組の循環構築の追加

施策の狙い：単なる再生可能エネルギーの導入促進に留まらない。
6町の森林や、ゼロカーボン取組による財源獲得
ゼロカーボン取組の活動促進（取組のスパイラルアップ）

期待効果：企業版ふるさと納税を活用したカーボンオフセットの提供
6町の財源獲得、それらを原資にしたゼロカーボン施策への再投資
【目標値：地球温暖化ガス排出量 －200%の達成】

規制改革：企業版ふるさと納税で規制されている経済的な利益供与禁止の緩和

カーボンオフセットを活用した継続性、持続性を踏まえたゼロカーボンへの取組

規制改革提案

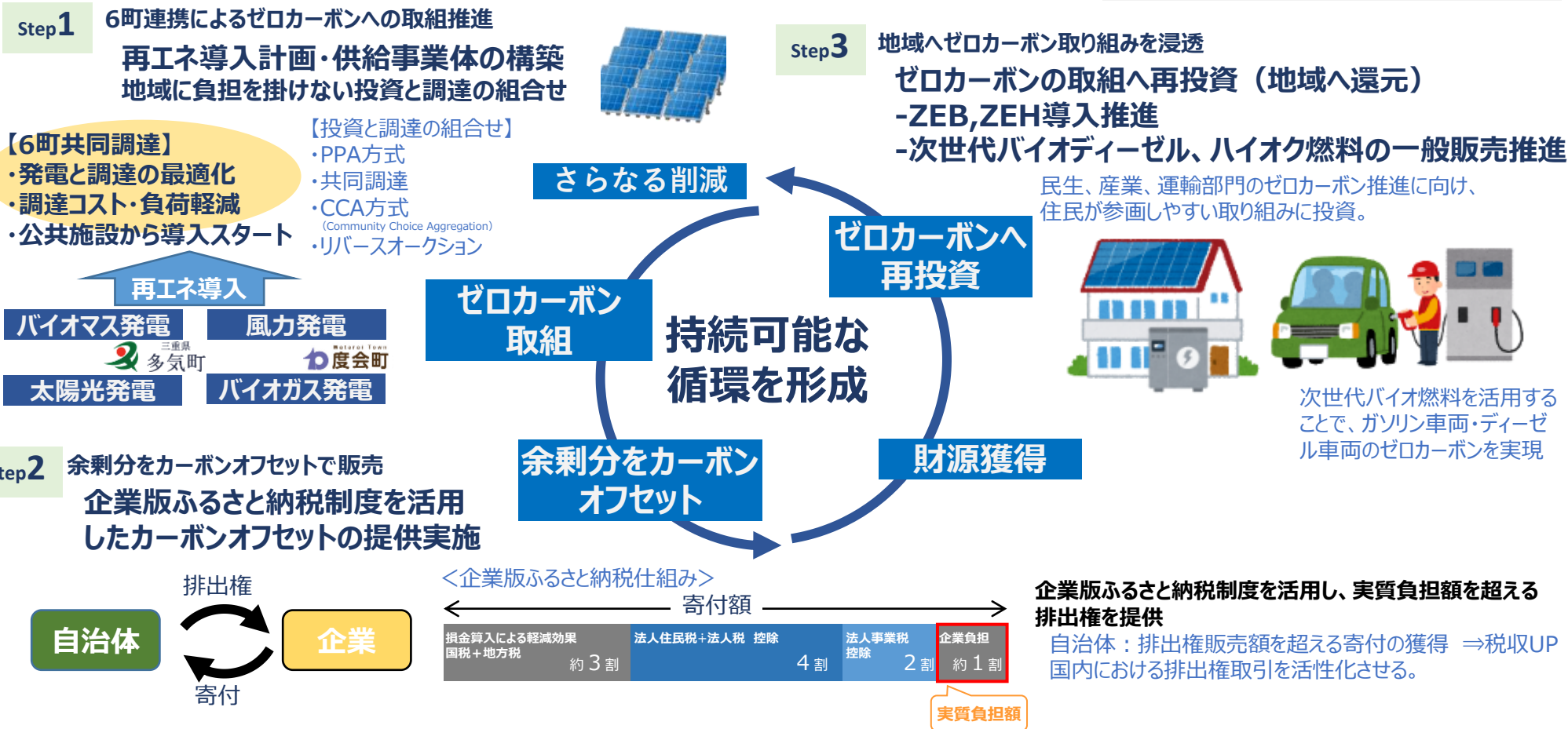
- ・ゼロカーボンの取組を促進し、地方自治体の寄付による財源獲得を推進するため、企業版ふるさと納税制度による寄付企業へのカーボンオフセットの提供を可能にする。

関連法令

地域再生法施行規則第13条
企業版ふるさと納税では、寄付の代償として経済的な利益を供与してはならない。

効果

- 地域自治体
- ・ 森林保全やゼロカーボン取組の推進・活性化
 - ・ 企業版ふるさと納税制度の活性化・財源獲得
 - ・ 地域のゼロカーボンに対する取組のさらなる促進
- 地域住民および地域企業
- ・ ゼロカーボンの取組の推進及びコベネフィットの獲得



提案番号 (各自治体ごと)	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
11 (再提案①)	【再提案】 6町共同のデジタル行政プラットフォーム構築（包括的な行政業務委託スキームの構築）	個別自治体単独では実行が難しい、行政業務のDXを、6町包括的に委託できる、デジタル・プラットフォーム運営組織を設置し、人口減少化においても、持続可能な住民サービスの仕組みを構築	各自治体における行政業務の大幅な業務量及び業務コストの大幅な低減	* 対象業務は今後の業務量調査に基づいて設定する予定。現時点での標準化が想定される業務を対象として以下の規制を想定する。 ①住民基本台帳/②選挙人名簿管理/③固定資産税（固定資産評価）/⑦国民健康保険/⑩介護保険/⑬生活保護	①住民基本台帳 住民基本台帳法第36条の2第2項 同法第30条の29第2項 同法第30条の33第2項 公共サービス改革法第34条 ②選挙人名簿管理 公職選挙法施行令第11条 ③固定資産税 地方税法第403,404,405条他 ⑦国民健康保険 労働者派遣法第5条 ⑩介護保険 労働者派遣法第5条 介護保険法第27条、同法施行規則第35条第1項 ⑬生活保護 生活保護法第19条第1項、第4項 同法第78条 地方自治法第153条	政府が進める行政業務の標準化指針に沿って、標準化/デジタル化が可能な業務に関して、データ連携基盤運営に関する安全基準を満たしている前提のもと、外部委託を可能とする包括的な規制改革が必要。 （想定される課題） ①管理上の問題 各準拠法の定めにより、「市町村の適切な管理下」におく必要があり、業務内容によっては、一部（住民基本台帳に関わる窓口業務、選挙人名簿管理など）市町村庁内での作業が求められるものもある。 ②偽装請負の問題 業務の一部を外部委託した場合、市町村職員と委託先企業との連携が不可欠となるが、委託先職員が市町村職員に紹介し、市町村職員が記述や補足の訂正などを行うケースにおいては、労働者派遣法の偽装請負に抵触する懸念もある。 ③守秘義務の問題 業務ワークフローを広範囲に委託する際には、各準拠法に定められる守秘義務条項の範囲を超えてしまう懸念がある。 ④権力的公務の前提となる調査業務 外部委託によるコスト削減が見込まれる、各種調査業務（固定資産評価/再建築費算定/証拠収集業務などの作業的な業務が、権力的公務の対象とみなされ、外部委託が出来ない懸念がある。

提案番号 (各自治体ごと)	①提案名	②具体的な事業の実施内 容	③「②」の事業を実施した場合に 想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又 は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改 革のために提案する新たな措置 の内容
12 (再提案②)	健康寿 命延伸 の為の ヘルス ケア携 帯 ネット ワーク構 築	マイナンバーカード取得及び、健康保険書登録を必須とした、医療費の自己負担軽減施策（健康増進の取組みを行う者は、健康保険料自己負担額軽減やキャッシュバックを検討）	今後、更なる増加が見込まれる医療ヘルスケアコストを、健康維持や未病に資源配分することで、医療ヘルスケア全体のコストを、中長期的に大幅削減させる。	現在、健康維持に対する健診の受診や国が推進するマイナンバーカードの活用などは必須義務ではないが、国民は国民皆保健制度のもとで、一定水準以上の医療を享受できる権利を有している。そのため、国民皆保健制度を活用して医療サービスの提供を受けようとする場合は、マイナンバーカード利用を必須条件とし、一定水準以上の健康維持活動の証明（健診受診の必須化・ライフログの共有など）があることを条件としたい。	国民健康保険法第74条、老人保健法第28条、国民健康保険法第42条 ■国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第43条 ■厚生労働省：一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の部負担金の取扱について（昭和三十四年三月三〇日保発第二号各都道府県知事あて厚生省保険局長通知）	医療費の自己負担割合を軽減することをインセンティブとすることで、地域住民が病院に通院しやすい環境を提供し、結果として病気の早期発見、重症化の予防に繋げることができる。 当該インセンティブの要件例 ・定期健診の受診や、自治体が企画する健康増進プログラムへの参加を要件とすることで、生活習慣病の予防に加え、疾病早期発見や重症化 予防することになり、現在より医療費の削減に繋げることができる。 ・マイナンバーカードの取得や、マイナンバーカードの健康保険証利用を要件とすることで、同カードの取得率向上と、特定健診情報や薬剤 情報等の活用による健康増進プログラム等の改善から、より地域の実態に沿った取組みに繋げていくことができる。 ・更に、こうした活動により得られたデータを参加する自治体間で連携することで、上記の運営コストを低減することができるとともに、 地域で新たなコミュニティが形成することが可能となり、住民の日々の生活を豊かにする地域社会を構築することができる。

提案番号 (各自治体ごと)	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に 想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は 困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革 のために提案する新たな措置 の内容
12 (再提案②)	健康寿命延伸 の為に ヘルスケア 連携 ネット ワーク構 築	現行「医行為」と定められている内容を、一般市民でも一定条件の元であれば実施可能にする（医療介護専門職不足解消と地域共生社会の実現）	将来的にな不安材料である、医療人材不足解消の一助となり、互助・互助推進で医療機関に頼らない自立型地域を創生する。	医師が行う「診断」の前提として、正確な検査が求められる場面では十分な知識・技術を有しない無資格者がこれを行うことは許されない。	・医師法第17条 ・歯科医師法第17条 ・保健師助産師看護師法第31条 ・厚労省 通知「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」（平成17年7月26日）（医政発第0726005号）	医師が行う「診断」の前提として、正確な検査が求められる場面では十分な知識・技術を有しない無資格者がこれを行うことは許されないと考えられる。しかし、それ以外の場面で無資格者が心電図検査・血糖測定・視力検査（健康状態の把握・スクリーニングを目的とする場合）を行ったとしてもそれ自体で健康被害や保健衛生上の危害を招来するとは考えにくい。また「医療行為」と評価できるか否かについては、医療機器の進歩、安全性の向上、社会的要因によっても変化すると考えられる。そのため、医療的知識・技術を有しない無資格者が行っても健康被害や保健衛生上の危害を生ずるおそれがないか、あるいは著しく危険性が低く有資格者以外が実施しなければならないような社会的必要性が認められる場合、かつそれらを業としない場合は、医行為でないとの解釈を加えることが必要。
13 (再提案③)	【ゼロカーボン分野】 カーボンオフセットへ企業版ふると納税制度の活用	ゼロカーボンの取組により獲得した余剰分のカーボンオフセットを、企業版ふると納税制度を活用し、寄付する企業へ提供できる仕組みを構築する。	企業からの寄付増加による地方自治体の財務体質改善	企業版ふると納税制度では、寄付企業へ寄付の代償として経済的な利益を供与してはならないとされている。	地域再生法施行規則第13条	（提案概要） 企業版ふると納税制度を活用した、企業側のカーボンクレジット取得時の企業側負担の軽減と、地域におけるカーボンクレジット販売促進による経済活性化。 （想定される課題） 企業版ふると納税で規制されている経済的な利益供与禁止への抵触の可能性。 企業が実質負担する金額や、ゼロカーボンの取組におけるカーボンオフセットに限り、寄付企業へ提供を可能とする制度改革が必要

提案番号 (各自治体ごと)	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	⑧検討要請対象省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	検討進捗状況（三重広域SC）
1	【医療ヘルスケア分野】 オンライン健康相談・診療・服薬指導アプリケーション	VISON内におけるオンライン診療クリニックや、移動式遠隔診療車両による地域住民へのオンライン診療。（地域住民への適正な診察機会の提供）	今後、高齢化等に伴う、医療アクセス不良者に対して、大幅な負担軽減と重篤化予防策に大きな効果が見込める。	医療は病院、診療所等の医療提供施設又は患者の居宅等で提供されなければならず、これはオンライン診療においても同様とされている（右記「オンライン診療の適切な実施に関する指針」）。しかし、医師が同乗しない診療用車両について、医療提供施設又は居宅等に該当するか、法解釈上明確ではなく、自宅にオンライン診療のための設備がない場合、代替手段として医師が同乗しない診療用車両を派遣して、医師と診療用車両をオンライン接続する形での診療が許容されない可能性があると考ええる。 ※現在、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、初診時のオンライン診療要件が緩和されているが、時限的な措置である。	医療法1条の2第2項、医師が同乗しない診療用車両を接続したオンライン診療（健診を除く）は、現行法規制下で実現できるか明確ではない。したがって、診療用車両や地域の公民館等と接続したオンライン診療を可能にするよう明確にする規制緩和が必要。ただし、診療用車両にこだわらず、設備のない家庭に対して、オンライン診療を可能とする設備を配送・レンタルする方法により代替の可能性などは並行して検討を進める。	左記のような、医療機関と医師が同乗しない診療用車両を接続したオンライン診療（健診を除く）は、現行法規制下で実現できるか明確ではない。したがって、診療用車両や地域の公民館等と接続したオンライン診療を可能にするよう明確にする規制緩和が必要。ただし、診療用車両にこだわらず、設備のない家庭に対して、オンライン診療を可能とする設備を配送・レンタルする方法により代替の可能性などは並行して検討を進める。	厚生労働省	御提案のような診療用車両においてオンライン診療を実施することについては、診療用車両が医療法上の「療養生活を営むことができる場所」に当たるかどうかによることとなります。この点、「療養生活を営むことができる場所」に当たるかどうかについては、患者やその家族等の状態や利便性等を勘案し、個別具体的に判断されるものです。	（継続検討） オンライン対応が難しい高齢者などを対象として、ワゴン型多目的車両を活用した、移動式のオンライン健康指導及び診療の実証実験を今年度開始します。本実証実験において、有効性や事業性を確認し、本運用を検討していくなかで、本取り組みが、ご回答いただいた、『患者やその家族等の状態や利便性等を勘案し「療養生活を営むことができる場所」に当たるかどうかを個別判断』では定常的な事業運営は難しいと考え、例えば、事前説明の上、多目的車両に乗り込むことを持って本人合意とする等、条件面や運用面でのルール策定をお願いします。
2	【医療ヘルスケア分野】 移動型車両による無人薬剤の配送	デジタルキーBOX型の薬剤配送により、個人の受け取りを担保した形で、処方薬の自動配送を実現する。	健診受診後の精査放置がもたらす、潜在的慢性疾患患者の増加と未病対策・予防医療実践の機会損失を抑制し、地域の医療費を低減。 高齢化に伴う医療アクセス不良と、将来的な地域医療の過疎化懸念	処方薬は、ほとんどが薬局医薬品であるところ、一般用医薬品以外の医薬品（薬局医薬品及び要指導医薬品）は、対面で服薬指導したうえで販売・授与しなければならない（薬機法36条の4及び34条の6）。しかし、対面服薬指導実施後であれば、薬局医薬品及び要指導医薬品を、自動搬入・払出装置に保管したうえで、患者本人への確実な授与が確保される方法で授与することは認められている（グレーゾーン解消制度に基づく照会に対する回答）。 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、処方薬についてはオンライン服薬指導が認められているが、時限的な措置にとどまるものである（右記事務連絡②）。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）4条5項8条、36条の4第1項、36条の6第1項及び36条の10第1項	処方薬の配送は、対面服薬指導実施後であれば、現行法規制下でも実現可能。 ただし、配送方法など、厚労省が基準を明確にしていない点もあることから、患者本人への確実な授与が確保される方法であること、及び医薬品の品質を適切に管理できる方法であることを確保した上で、事前に厚労省の見解を得るなど慎重な対応が必要である。 他方で、オンラインによる服薬指導等については、現行制度下では、新型コロナウイルス感染拡大による特例として認められているにとどまるため、将来にわたって実施する場合には、規制緩和が必要と考えられる。	厚生労働省	薬局におけるオンライン服薬指導については、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）や「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、2021（令和3）年夏を目途に医薬品医療機器等法に基づくルールの見直しの検討を行うこととしております。 御要望の内容が不明確ですが、薬局におけるオンライン服薬指導における薬剤の配送については、薬局の責任の下、患者への直接の授与と同視しうる程度に、当該薬剤の品質の保持や、患者本人への確実な授与がなされる範囲において実施可能です。 なお、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、薬剤の配送における品質保持等に係る考え方の明確化に取り組むこととしております。	（継続検討） 左記回答を参照し、現在検討中のルール見直しの動向を確認しつつ、実証実験や事業化の検討を継続します。

提案番号 (各自治体ごと)	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	⑧検討要請対象省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	検討進捗状況（三重広域SC）
3	【モビリティ・サービス分野】 自動運転車両の走行	完全自動運転車両の走行をVISON内から実装化。 段階を経て、VISON外の公道へ展開。	人口減少による、中山間地域における交通空白地増加の課題解決	自動運転レベル3に対応した改正道路運送車両法が2020年4月1日に施行されたが、完全自動運転車両であるレベル4には対応していない。そのため、レベル4自動車は道路運送車両法に定める保安基準に適合せずレベル4相当の完全自動運転車両について、「道路」で走行させることはできない（道路交通法62条）。「道路」とは、「一般交通の用に供するその他の場所」を含み（道路法2条、道路交通法2条1項1号）、私有地であることのみでは道路性は否定されず、コンビニエンスストアの駐車場や、私立大学の構内が、「一般交通の用に供するその他の場所」と判断されているケースも存在する。	①自動運転車両に関する法規制：道路運送車両法40条、41条、42条、46条 道路運送車両の保安基準：道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 自動運転車の安全技術ガイドライン 道路交通法2条1項1号、62条等	現行法下では、一般的には自動運転車両を使用した移動サービスの提供はできないが、国土交通省は、限定地域における無人自動運転サービスについてガイドラインを公表し、かつ2020年12月に閣議決定された、成長戦略会議「実行計画」では、「2022年度目処に限定地域での遠隔監視のみの自動運転移動サービスの実現」を目指すこととされており、近年、急速に規制緩和が進んでいる分野である。よって、規制緩和ではなく、下記ガイドラインなどに従った個別事案として実行する方法検討する。 国土交通省「自動運転車の安全技術ガイドライン」	国土交通省	道路運送車両法では、すでに自動運転レベル4に対応している。具体的には、道路運送車両法第41条の通り、システムが、運転者に代わって「認知」・「予測」・「判断」・「操作」を行う、レベル3・4の自動運行装置を保安基準の対象装置に追加しており、道路運送車両の保安基準第48条において、当該装置の保安基準を規定している。	（継続検討） 左記回答を参照し、現在検討中のルール見直しの動向を確認しつつ、実証実験や事業化の検討を継続します。
					②運送に関する法規制 道路運送法4条 貨物自動車運送事業法3条 廃棄物処理法7条、14条		警察庁	「官民ITS構想・ロードマップ2020」等において、2022年度頃に限定地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスの実現が可能となるように政府として目指すこととされていることを踏まえ、従来の「運転者」の存在を必ずしも前提としない場合における交通ルールの在り方について、警察庁で検討を進めているところです。	（継続検討） 左記回答を参照し、現在検討中のルール見直しの動向を確認しつつ、実証実験や事業化の検討を継続します。

提案番号 （各自治 体ごと）	①提案名	②具体的な事業の 実施内容	③「②」の事業を実施した 場合に想定される経済的 社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能 又は困難とさせている規制等の 内容	⑤「④」の規 制等の根拠 法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制 度改革のために提案する新た な措置の内容	⑧検 討要 請対 象省 庁	各府省庁からの検討要請に対する 回答	検討進捗状況（三重広域SC）
4	【モビリティ・サービス分野】 広域6町 連携AIオンデマンド・モビリティサービス	6町連携して、行政 区域を超えた公共交 通の最適化を目指す （オンデマンドの運行 含む）	6町広域連携することで、 効率化や、各町の既存公 共交通負担金の軽減	一般旅客自動車運送事業者 は、個別に運賃の認可を得な ければならないため、原則として共 通運賃を設定できない。また、 運賃・料金について、競合する 事業者間で協議・調整を行った 場合、カルテルとして独占禁止 法に違反する（独占禁止法3 条）。	①営業区域 に関する法 規制 道路運送法 20条2号 道路運送法 79条の2 道路運送法 施行規則18 条の2、51 条の4第2項 ②共通運賃 に関する法 規制 私的独占の 禁止及び公 正取引の確 保に関する 法律（独占 禁止法）3 条 道路運送法 9条、9条の 2、9条の3 地域公共交 通活性化再 生法2条16 号、36条の 3	地域公共交通活性化再生法 の改正（2020年11月27日 施行）により、「新モビリティ サービス事業」として共同で認 定を受けた交通事業者は、 「共通乗車船券」を発行するこ とで、共通運賃を設定すること が可能となった。また、同法の 施行に伴い、「地域における一 般乗合旅客自動車運送事業 及び銀行業に係る基盤的な サービスの提供の維持を図るた めの私的独占の禁止及び公 正取引の確保に関する法律の 特例に関する法律」に基づき、 関連事業者が共同経営の認 可を受けた上で、国土交通大 臣による共同経営を受けた場 合、カルテルの対象外となる為、 先行し現行法下での実施を検 討する。	国土 交通 省	ご想定されている事業内容にもよるが 乗合バス事業者を含む交通事業者 同士で共同して実施する路線・ダイ ヤ・運賃に係る取組については、「地 域における一般乗合旅客自動車運 送事業及び銀行業に係る基盤的な サービスの提供の維持を図るための私 的独占の禁止及び公正取引の確保 に関する法律の特例に関する法律」 に基づき認可を受けた場合に限り、 独占禁止法のカルテル規制の適用が 除外される。 ※交流審と調整済み※ 「連携」の内容として具体的にどのよう な行為を検討していて、当該行為を 実施する上でどの法令等の規制が妨 げになっているとお考えか、明確にされ たい。なお、ご提案内容中「現行法 下での実施を検討する」とあるが、こ れは「地域における一般乗合旅客自 動車運送事業及び銀行業に係る基 盤的なサービスの提供の維持を図る ための私的独占の禁止及び公正取 引の確保に関する法律の特例に関す る法律」の活用を検討されているとい うことか。	（継続検討） 各自治体における交通課題を、改め て確認中です。行政区を超えるケー スや、基幹交通に干渉するケースなど が想定されますが、サービスとして改め て設計し、再度、規制改革の必要性 を検証中です。

提案番号 （各自治体ごと）	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	⑧検討要請対象省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	検討進捗状況（三重広域SC）
5	【地域情報発信基盤】 防災情報サービス「マイハザード」	緊急時及び人命にかかわる際における、個人情報目的外利用（オプトアウト情報利用）	被災時の等の緊急時におけるより正確な避難経路や避難情報の発信	本人同意のもとに知れた個人情報、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。	個人情報の保護に関する法律2条1項1号、17条1項、18条1項、23条1項、28条～30条等	緊急時及び人命にかかわる際に限定し、個人情報の目的外利用を可能とする規制緩和の提案	個人情報保護委員会	個人情報保護法では、個人情報取扱事業者は、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」には、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱うことができ具体的に以下の事例等が想定されます。 1）急病その他の事態が生じたときに、本人について、その血液型や家族の連絡先等を医師や看護師に提供する場合 2）大規模災害や事故等の緊急時に、被災者情報・負傷者情報等を家族、行政機関、地方自治体等に提供する場合 なお、自治体が保有する個人情報は個人情報保護条例に従って取り扱うことが求められますのでご留意ください。	（継続検討） 左記回答を参照しつつ、且つ、各自治体における被災時の情報配信ルールなどを精査したうえでサービス設計を進めております。原則、既存のルールの中での実行を検討していく予定です。
6	【地域産業活性化分野】 地元産木材を使用した大規模木造美術館の建設	VISON敷地内に次期開発計画として、大規模木造建築を建設し、美術館として活用する。	地域の基幹産業である林業の活性化（収益向上、森林の若返り促進） 関係人口（観光入込込み客数）の増加	美術館の用途は、学校等に分類される（建築基準法施行令115条の3）。3階以上の階を美術館とする又は延床面積3000㎡などの条件に該当する場合、建築基準法に定める耐火建築物としなければならない（その他1000㎡以上の場合には外壁、軒裏などを防火構造とするなどの対応が求められる）。この条件未満でも、高さ16m超又は美術館に供する延べ床面積が2000㎡以上などの条件に該当する場合などには準耐火建築物その他政令に定める基準を充たした防火措置をとらなければならない。 また、耐火建築物とする場合、耐火構造や防火構造の区画を設ける必要があり、これには認定耐火集成材・鉄筋コンクリートを用いなければならない。	建築基準法 ◆21条（大規模建築物の主要構造部等）2項 ◆27条（耐火建築物等）としなければならない特殊建築物）第1項 ◆告示第255 建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件 第1項三	耐火性能と区画面積を緩和するため、設計時には、3Dデータを活用したマルチエージェントシミュレーションを使用して、耐火性能に応じた時間内に不特定多数の来場者が避難完了する時間を検証し、利用者の安全性を担保した設計を行う。 また、必要に応じて、消防設備に加え、温度、画像センサーを施設内各所に配置し、これらの信号を解析することで、有事における最速避難誘導を実現する仕組みの導入を行う。	国土交通省	建築物の防火・避難規定は、国民の生命、財産の保護を図る観点から、在館者の避難安全性はもちろんのこと、火災による倒壊、建築物の内部での延焼や建築物の外部への延焼を抑制することを目的としています。 建築基準法第21条第2項については、平成26年の法改正により、延べ面積3,000㎡を超える木造建築物等については、壁や柱などの主要構造部を耐火構造とする以外に、床面積3,000㎡ごとに壁等による区画をする設計法も可能としております。 また、同法第21条第1項及び第27条第1項については、平成30年の法改正等により性能規定化されており、告示に定める検証法や国土交通大臣の認定を受けることにより、各計画に応じた合理的な設計が可能となっております。 なお、耐火建築物とする場合でも、建築基準法第2条第九号の二は性能規定化されているため、告示に定める検証法や国土交通大臣の認定を受けることにより、各計画に応じた合理的な設計が可能となっております。	（継続検討） 左記回答を参照し、具体的な実施計画を策定して参ります。

提案番号 （各自治 体ごと）	①提案名	②具体的な事業の 実施内容	③「②」の事業を実施した 場合に想定される経済的 社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能 又は困難とさせている規制等の 内容	⑤「④」の規 制等の根拠 法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制 度改革のために提案する新た な措置の内容	⑧検 討要 請対 象省 庁	各府省庁からの検討要請に対する 回答	検討進捗状況（三重広域SC）
7	【地域産業 活性化分 野】 地元産木 材を使用し た大規模 木造美術 館の建設	VISON敷地内に次 期開発計画として、た 大規模木造建築を建 設し、美術館として活 用する。	地域の基幹産業である林 業の活性化（収益向上、 森林の若返り促進） 関係人口（観光入れ込 み客数）の増加	中大規模建物は、建築基準法 により主要構造部にJAS材の使用 が定められているため、地元産 材の非JAS認定材を使用する 範囲に限られる。 また、非JAS認定材はJAS認定 材より材用強度が低く設定され ているため実際には良質材料で あっても不利な扱いとなっている。	建築基準法 ◆46条（構 造耐力上必 要な軸組 等）第2項 第一号イ ◆昭和62年 告示第 1898号 構 造耐力上主 要な部分で ある柱及び 横架材に使 用する集成 材その他の 木材の品質 の強度及び 耐久性に関 する基準を 定める件 ◆平成12年 告示第 1452号 六 木材の基準 強度Fc、Ft、 Fb及びFsを 定める件	中大規模木造建築物の建設 にあたり、非JAS認定工場の材 料であっても物性データ（強度 等）の明確な材料が使用でき るよう、地域の工場で製材や 加工される木材の物性データを 地域で一元管理できるトレーサ ビリティシステムを構築する。 検査データには簡易強度試験 の結果を含み、ミルシートとして データ管理され、ユーザーがア クセスできるようにすることで、非 JAS認定材の利用を可能にす る。	国土 交通 省	使用する製材がJAS規格に適合する ことが確かめられれば、非JAS認証工 場であっても、平成12年建設省告 示第1452号各号に定められた基準 強度を用いることが可能です。 なお、JASと同等以上の強度及び品 質を有することが確かめられれば、同 告示第六号に基づく国土交通大臣 の指定を受けることによっても、各号に 規定された基準強度の数値以外の 値によって当該材料の使用が可能と なります。	（継続検討） 左記回答を参照し、具体的な実施 計画を策定して参ります。

提案番号 （各自治 体ごと）	①提案名	②具体的な事業の 実施内容	③「②」の事業を実施した 場合に想定される経済的 社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能 又は困難とさせている規制等の 内容	⑤「④」の規 制等の根拠 法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制 度改革のために提案する新た な措置の内容	⑧検 討要 請対 象省 庁	各府省庁からの検討要請に対する 回答	検討進捗状況（三重広域SC）
8	【地域産業 活性化分野】 林業の活 性化	耕作放棄地など、山 林に近い農地を林地 として活用	・増加する耕作放棄地や 所有者不明農地の有効 利用 ・林野庁の推進する早生 樹による森林整備のモデ ル化と他地域展開 ・木質バイオマスの原料に 活用されることで地産地 消エネルギーへの貢献	農地を農地以外に転用する場 合には、原則として都道府県知 事等の許可が必要。現行の許 可基準に基づけば、市街地外で あり一定程度の面積であるなど 集団での営農可能な土地につ いては、転用許可が認められにく い。 また、所有者不明農地の集約 化は農業経営基盤強化法によ る後押しがあるものの集約後の 土地利用目的が農業に限定さ れている。	農地法4条 および農業 振興地域の 整備に関す る法律17条 農業経営基 盤強化促進 法第15条 （認定農業 者等への利 用権の設定 等の促進）	耕作放棄地や所有者不明の 農地の林地への適用	農林 水産 省	既に森林の様相を呈するなど農地に 復元することが著しく困難な土地につ いては、所有者不明土地も含めて、 非農地判断を行い速やかに農地台 帳から除外するよう指導しております。 農地台帳から除外された場合、農地 転用の手続きは不要のため、農業経 営基盤強化促進法の制度によらず、 林地として活用することができます。 また、ご提案の林地化については、地 域再生法に基づく地域農林水産業 振興施設整備計画の作成による特 例措置において、市町村の具体的な 計画を基に農業上の土地利用との 調整が整った土地については、農用 地区域から除外し、第1種農地で あっても地域農林水産業振興施設と して森林整備を行うことが可能です。 ※ 農用地区域からの除外及び農 地転用の可否については、具体的な 事業計画等に即して判断することとな ります。 なお、既に山林原野化し、非農地判 断された土地については、農地法の 適用を受けないこととなりますが、令 和3年4月に非農地判断の徹底に 関する通知を発出し、再生利用が困 難な農地に係る非農地判断手続の 迅速化を周知徹底するとともに、農 業委員会から非農地通知を受けた 市町村長が職権で一括して法務局 へ地目変更の申出を行う事例につ いて周知したところです。また、当該土 地の農用地区域からの除外につ いては、令和3年3月に農業振興地域 制度に関するガイドラインを見直し、 当該土地を農用地等以外の用途に 供する目的で農用地区域から除外 する場合の除外の要件の判断に当 たっては、当該土地が農地に該当し ないと判断されていることに鑑み、効 率的かつ迅速に行うこととしています。	（継続検討） 左記回答を参照し、現行法下での 実施可否を検討していきます。実運 用上、実施可能かどうかを、各自治 体に打診、ヒアリングを進めており、改 めて計画を策定してく予定です。

提案番号 （各自治 体ごと）	①提案名	②具体的な事業の 実施内容	③「②」の事業を実施した 場合に想定される経済的 社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能 又は困難とさせている規制等の 内容	⑤「④」の規 制等の根拠 法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制 度改革のために提案する新た な措置の内容	⑧検 討要 請対 象省 庁	各府省庁からの検討要請に対する 回答	検討進捗状況（三重広域SC）
9	【地域産業 活性化分野】 林業の活 性化	保安林の行為制限の 緩和	・保安林内の伐採、再造 林の活発化 ・森林の若返り	・伐採の許可・届出 保安林における立木の伐採は、 一部例外を除き、原則として都 道府県知事の許可が必要（森 林法34条1項） また、立木の損傷、家畜の放牧、 下草、落葉又は落枝の採取、 土石又は樹根の採掘、開墾、 土地の形質の変更についても、 都道府県知事の許可が必要 （森林法34条2項） ・再造林時の植栽樹種の制限 保安林の立木を伐採した森林 所有者は、指定施業要件として 定められている植栽の方法、期 間、樹種の定めに従い、伐採跡 地に植林しなければならない （森林法34条の4）。例外は、 非常災害により現況に著しく変 化が生じた場合、不適当でない と都道府県知事が認めたとき （森林法施行規則72条）。	森林法34条 34条の2、 34条の3、 34条の4	民間事業者による保安林の指 定施業要件変更の提案制の 導入。 （現状：指定施業要件変更 権限は農林水産大臣又は都 道府県知事） ・デジタルデータを活用し、保安 林にかかる申請手続きを簡素 化。 ・再造林時の樹種指定を規制 緩和 など	農林 水産 省	・保安林の指定施業要件変更の提 案制の導入については、現行制度下 でも市町村長や土地所有者等によ る申請を可能としています（森林法 第33条の2第2項）。 ・申請手続の簡素化については、現 在整備中の「農林水産省共通申請 サービス」によりオンライン申請を可能 にするなどの対応を検討しております。 ・再造林時の植栽樹種として早生樹 などを指定することについては、保安 林の指定目的や現地状況等から再 造林に適切であるかについて、必要に 応じて学識経験者の助言等を得る 等した上で指定することも可能となっ ています。	（継続検討） 左記回答を参照し、現行法下での 実施可否を検討していきます、実運 用上、実施可能かどうかを、各自治 体に打診、ヒアリングを進めており、改 めて計画を策定してく予定です。

提案番号 （各自治 体ごと）	①提案名	②具体的な事業の 実施内容	③「②」の事業を実施した 場合に想定される経済的 社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能 又は困難とさせている規制等の 内容	⑤「④」の規 制等の根拠 法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制 度改革のために提案する新た な措置の内容	⑧検 討要 請対 象省 庁	各府省庁からの検討要請に対する 回答	検討進捗状況（三重広域SC）
10	【多目的 ツーリズム 分野】 ワーケーシ ョン時にお ける他拠点 納税制度 の導入	ワーケーションなど、長期滞在する地域に滞在日数に応じて、住民税を分割して納税する制度の構築	税収増加による地方自治体の財務体質改善	個人の住民税（道府県民税及び市町村民税）の賦課期日は当該年度の初日の属する年の1月1日とされており、同日の住所によって課税権の帰属（どの市町村、都道府県が課税するか）が決定される。	地方税法39条、同法318条	年度内に住所・居所が移転した場合に、個人住民税を分割して納税する（又は納税された個人住民税を案分する）ために、パーソナルデータに基づく滞在日数を試算し、データに基づく他拠点納税を行う新たな制度改革が必要。	総務省	・個人住民税の一部を住所地以外の団体に納付する方式について、平成19年度に総務省の研究会で検討したが、「住所地以外の地方団体に個人住民税の課税権を法的に根拠付けることはできない」と結論付けられたことから、寄附金税制を応用する形で「ふるさと納税制度」が創設されている。 ・多地域居住を行う場合に、この「ふるさと納税制度」を活用することにより、個人住民税の一部を実質的に当該居住先の地方団体に移転させることが可能となっている。 ※個人住民税は、1月1日時点の住所地である地方団体が課税しているが、仮に、居住実態に応じて複数の団体が課税することとした場合、強制性を伴う課税の根拠となる居住実態をどのように正確に把握するのか、市町村の課税実務が極めて複雑となる、特別徴収を行う企業の負担が増えるといった課題がある。また、複数の住所を認定することとした場合には、税のみならず、住民票や選挙など様々な制度との関係についても慎重な議論が必要。	（検討内容の変更） 左記回答を受け、観光分野における規制改革施策の検討はペンディングとして、地域経済活性化のためのふるさと納税活用の視点で、改めて各分野の施策と連携し検討を進めます。

3. 「住民等の意向の把握」に関する事項

○住民説明会の開催、パブリックコメント等、住民その他の利害関係者の意向把握のために講じた措置の内容及び実施状況

・6町が議会・委員会・地域の会などでの説明に加え、住民向けにオンライン説明会及び説明会動画の一斉配信を実施。（緊急事態宣言中の為）

◇9月25日合同オンライン説明会の実施

◇各町の住民告知の活動状況

【多気町】

9月21日～25日 公式HPにて、住民説明会開催告知
9月21日 公式ラインにて、住民説明会開催告知&録画放送の案内
10月1日～ 公式HPで録画放送の案内
10月1日～ 公式YouTubeで動画配信開始
10月1日～15日 多気町行政放送にて放映

【大台町】

9月21日 町HPでの告知
10月1日～（動画配信）町HPで多気町Youtubeへのリンク対応
10月1日～（動画配信）行政チャンネルにて放送

【明和町】

9月17日 明和町公式HPでの告知
9月21日 明和町公式LINEでの告知
10月1日～ 明和町公式HPにてYoutube動画URL
10月7日～ 明和町行政チャンネル（ケーブルテレビ）にて放送

【度会町】

9月30日 公式HP及び公式Youtubeにアップ
度会町商工会への説明実施
10月1日 職員向けLoGoチャットにて配信
10月8日～（動画配信）ケーブルテレビにて放送

【大紀町】

9月21日～ 町HPでの告知
10月1日～（動画配信）町HPで多気町Youtubeへのリンク対応

【紀北町】

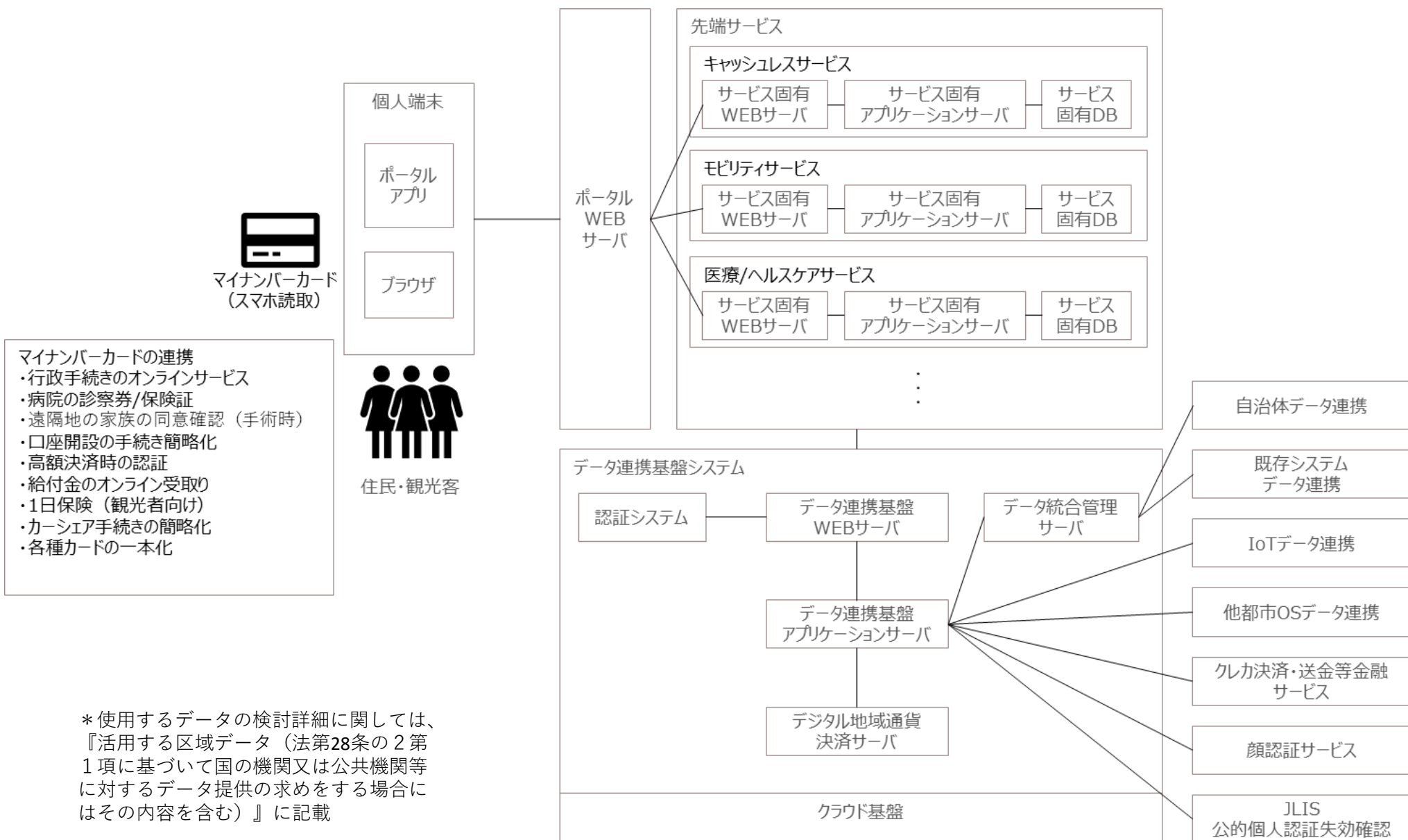
9月21日～ 公式HPでの告知
10月1日～（動画配信）町HPで多気町Youtubeへのリンク対応



* 各町HP問合せ窓口にて意見を受付中。
10月14日時点での反対意見は無し。

○住民等の意向把握、確認について今後の予定

コロナ感染やワクチン接種の進捗などを慎重に鑑みつつ、住民懇談会を計画。町内学校区単位や区長会等あらゆる方法にて随時開催を予定。



○活用する区域データ（法第28条の2第1項に基づいて国の機関又は公共機関等に対するデータ提供の求めをする場合にはその内容を含む）

＜区域データを含む活用データに関する情報①＞

		1. 医療ヘルスケア	2. モビリティ			3. 地域産業活性化			4. 地域情報発信基盤
		「7万人のドクターネットワーク」とデジタル技術で実現する新たな地域医療	あらゆるモビリティの自立運転が可能となる高精細ダイナミックマップ基盤	パーソナルデータ連動型の広域6町連携AIオンデマンド・モビリティサービス	空港の無い三重エリアに、空の玄関口を構築する「場外発着場」の設置	地元産木材を使用した大規模木造美術館の建設	VISONを中心とした連携6町での森林資源循環モデルの確立	地域を悩ます獣害対策の循環システムの構築。林業・農業への被害を軽減	位置情報と連動した新たな地域コミュニケーション・プラットフォーム
データ1	データ名称 データ保有者	既往歴・既往症 サービス利用者・医療機関	ダイナミックマップ DMP	ダイナミックマップ DMP	地方航空空 地方航空	入館者数 施設管理者	温室効果ガス排出量 自治体	狩猟免許種類 サービス利用者・自治体	利用者位置情報 サービス利用者
データ2	データ名称 データ保有者	手術歴 サービス利用者・医療機関	道路台帳 自治体	配車（現状/予約）データ サービス利用者	地方航空位置 地方航空	監視カメラ映像 施設管理者	対象地域の樹木の成長量 自治体	狩猟免許更新期限 サービス利用者・自治体	twitterデータ NTTデータ
データ3	データ名称 データ保有者	アレルギー（薬剤・食物） サービス利用者・医療機関	監視カメラ映像 自治体、県警	車両位置情報 デマンド交通事業者	航空機台数 地方航空	人流情報 施設管理者、通信事業者	樹木の位置情報 自治体	所属猟友会 サービス利用者・自治体	地図情報 昭文社・Google・OSM
データ4	データ名称 データ保有者	マイナンバーカードID 自治体	公共交通機関運行データ 公共交通機関（鉄道、バス）	ユーザーOD情報 デマンド交通事業者	航空機稼働情報 地方航空	避難・誘導情報 施設管理者	衛星観測データ（画像） 衛星データ提供事業者	農設置位置（農） サービス利用者・自治体	観光情報 観光情報会社
データ5	データ名称 データ保有者	マイナンバー通知番号 自治体	広域人流情報 通信事業者	利用者会員データ デマンド交通事業者・自治体	ユーザーOD情報 デマンド交通事業者	樹木伐採日時（地元木材活用） 自治体	森林分布 衛星データ提供事業者	農の種類（農） サービス利用者・自治体	広域人流情報 通信事業者
データ6	データ名称 データ保有者	保険証番号 サービス利用者・医療機関	イベント情報 施設管理者	交通運行データ・予約データ 各関連交通事業者	公共交通機関運行データ 公共交通機関（鉄道、バス）	樹木伐採本数（地元木材活用） 自治体	病中エリア 衛星データ提供事業者	設置状況写真（農） サービス利用者・自治体	気象情報 気象庁
データ7	データ名称 データ保有者	介護保険証番号 サービス利用者・医療機関	観光情報 観光情報会社	SNSデータ SNS事業者	広域人流情報 通信事業者	災害情報 防災インフラ分野	皆伐可能エリア 衛星データ提供事業者	捕獲位置、日時情報 サービス利用者・自治体	車両位置情報 モビリティ分野
データ8	データ名称 データ保有者	身体障害者手帳番号 サービス利用者・医療機関	店舗情報 店舗	観光情報 観光情報会社	位置（バス、PMV） モビリティ管制	耕作放棄地 衛星データ提供事業者	捕獲動物種類・性別（農） サービス利用者・自治体	ユーザーOD情報 サービス利用者・自治体	ユーザーOD情報 デマンド交通事業者
データ9	データ名称 データ保有者	療育手帳番号 サービス利用者・医療機関	気象情報 気象庁	自治体情報 自治体	運行状態（バス、PMV） モビリティ管制	植林日時 自治体	捕獲頭数（農） サービス利用者・自治体	イベント情報 施設管理者	イベント情報 施設管理者
データ10	データ名称 データ保有者	医療機関番号 厚生労働省データから引用	駐車場満空情報等 駐車場管理会社	パーソナルモビリティ情報 各提供事業者	信号情報、交通規制、工事情報 県警	植林位置・本数 自治体	処理の有無（農） サービス利用者・自治体	既往歴・既往症 ヘルスケア分野	既往歴・既往症 ヘルスケア分野
データ11	データ名称 データ保有者	医療機関名（海外含む） 医療機関・保健局データから引用	信号情報、交通規制、工事情報 県警	防災情報（避難誘導含む） 自治体	気象情報 気象庁	伐採日時 自治体	捕獲位置、日時情報（狩猟） サービス利用者・自治体	手術歴 ヘルスケア分野	手術歴 ヘルスケア分野
データ12	データ名称 データ保有者	医療機関住所 医療機関	配車（現状/予約）データ サービス利用者	ハブ周辺の混雑情報 自治体、ハブ運営事業者	駐車場満空情報等 駐車場管理会社	伐採位置・本数 自治体	捕獲日時（狩猟） サービス利用者・自治体	アレルギー（薬剤・食物） ヘルスケア分野	アレルギー（薬剤・食物） ヘルスケア分野
データ13	データ名称 データ保有者	医療機関電話番号 医療機関	位置（バス、PMV） モビリティ管制	ハブ周辺の環境情報 自治体、ハブ運営事業者	配車（現状/予約）データ サービス利用者	病虫害の履歴 自治体	捕獲動物種類・性別（狩猟） サービス利用者・自治体	院長名・かかりつけ医名 ヘルスケア分野	院長名・かかりつけ医名 ヘルスケア分野
データ14	データ名称 データ保有者	医療機関メールアドレス 医療機関	運行状態（バス、PMV） モビリティ管制	マイナンバーカードID 自治体	イベント情報 施設管理者	植林可能エリア 自治体	捕獲頭数（狩猟） サービス利用者・自治体	服用薬 ヘルスケア分野	服用薬 ヘルスケア分野
データ15	データ名称 データ保有者	院長名・かかりつけ医名 サービス利用者・医療機関	配車予約情報 サービス利用者	マイナンバー通知番号 自治体	災害情報 デジタルインフラ分野	植林可能本数 自治体	出会い動物種類・性別（狩猟） サービス利用者・自治体	災害情報 デジタルインフラ分野	災害情報 デジタルインフラ分野
データ16	データ名称 データ保有者	服用薬 サービス利用者・医療機関	位置（ドローン） モビリティ管制	高速道路情報 NEXCO中日本		伐採可能エリア 自治体	出会い頭数（狩猟） サービス利用者・自治体	災害情報 デジタルインフラ分野	災害情報 デジタルインフラ分野
データ17	データ名称 データ保有者	ワクチン接種情報 サービス利用者・医療機関	運行状態（ドローン） モビリティ管制	通行実績情報 トヨタ自動車、本田技研工業		伐採可能本数 自治体	処理の有無（狩猟） サービス利用者・自治体		
データ18	データ名称 データ保有者	健診データ サービス利用者・学校・健保組合・自治体・医療機関	ドローンポート情報 モビリティ管制	広域人流情報 通信事業者	災害情報 防災インフラ分野	ジビエカーによる回収の有無 サービス利用者・自治体			
データ19	データ名称 データ保有者	ペット所有世帯、保険加入 サービス利用者・アニコムHLD	風況データ（ドローン） 風況測位管制	災害情報 デジタルインフラ分野		食肉加工情報 サービス利用者・自治体			
データ20	データ名称 データ保有者	薬草研究データ VISON内研究所	医療情報 医療ヘルスケア分野			販売先情報 サービス利用者・自治体			

○活用する区域データ（法第28条の2第1項に基づいて国の機関又は公共機関等に対するデータ提供の求めをする場合にはその内容を含む）

＜区域データを含む活用データに関する情報②＞

		6. ゼロカーボンシティ	7. デジタルインフラ整備	8. 多目的ツーリズム分野	8. 区域データ
		6町連携でゼロカーボンシティを宣言	6町が参画する広域連携防災・インフラプラットフォーム	交流人口/関係人口を活性化させる多目的ツーリズム・メニューの開発	行政区域データのベースレジストリ整備
データ1	データ名称 データ保有者	電気使用量 サービス利用者・自治体	避難勧告、避難指示、安否情報 自治体	電話障害情報 電話管理会社	企業名（ワークーション） サービス利用者
データ2	データ名称 データ保有者	ガス使用量（LPガス） サービス利用者・自治体	支援物資・備蓄物資の不足・余剰情報 自治体	鉄道運行情報 近畿日本鉄道、JR東海	企業業種 サービス利用者
データ3	データ名称 データ保有者	水道使用量 サービス利用者・自治体	避難所、避難施設、避難所開設状況、避難所廃止情報 自治体	高速道路情報 NEXCO中日本	企業参加者氏名 サービス利用者
データ4	データ名称 データ保有者	電気使用日時 サービス利用者・自治体	観光客、帰宅困難者受け入れ施設の受け入れ状況 自治体	みえ防災人材バンク 三重県・三重大学 みえ防災・減災センター	企業参加者電話番号 サービス利用者
データ5	データ名称 データ保有者	ガス使用日時（LPガス） サービス利用者・自治体	観光客、帰宅困難者受け入れ施設の受け入れ状況 自治体	企業OB人材情報 各団体、企業	企業参加者メールアドレス サービス利用者
データ6	データ名称 データ保有者	水道使用日時 サービス利用者・自治体	災害時要支援者情報 自治体	災害支援物資在庫情報 民間企業	企業住所 サービス利用者
データ7	データ名称 データ保有者	電気契約先 サービス利用者・自治体	災害廃棄物量、処理計画 自治体	ボランティア受け入れ 社会福祉協議会（6町）	既往歴・既往症 医療ヘルスケア分野
データ8	データ名称 データ保有者	ガス契約先 サービス利用者・自治体	道路台帳 自治体	通行実績情報 トヨタ自動車、本田技研工業	手術歴 医療ヘルスケア分野
データ9	データ名称 データ保有者	水道契約先 サービス利用者・自治体	橋梁点検簿、トンネル点検簿 自治体	My まっぷらん+（ハザードマップ） 三重県・三重大学 みえ防災・減災センター	アレルギー（薬剤・食物） 医療ヘルスケア分野
データ10	データ名称 データ保有者	電気契約内容 サービス利用者・自治体	下水道台帳、上水道台帳 自治体	アラート マルチメディア振興センター	マイナンバーカードID 医療ヘルスケア分野
データ11	データ名称 データ保有者	ガス契約内容 サービス利用者・自治体	災害廃棄物量、処理計画 自治体	マイナンバー通知番号 医療ヘルスケア分野	マイナンバー通知番号 自治体
データ12	データ名称 データ保有者	水道契約内容 サービス利用者・自治体	道路付属物台帳 自治体	業草研究データ 医療ヘルスケア分野	港湾台帳 自治体
データ13	データ名称 データ保有者	発電方法 自治体	森林基本図・計画図、森林簿・林班図 自治体	植林可能エリア 自治体	避難所・場所一覧 自治体
データ14	データ名称 データ保有者	発電量 自治体	防災情報（河川水位、雨量規制等） 自治体	植林可能本数 自治体	公共施設一覧 自治体
データ15	データ名称 データ保有者	位置情報（緯度経度情報） サービス利用者・自治体	都市計画図 自治体	伐採可能エリア 自治体	病院一覧 自治体
データ16	データ名称 データ保有者	発電量 サービス利用者・自治体	防災気象情報（注意報、雨警、震度、土砂災害等） 気象庁	伐採可能本数 自治体	支援制度情報 自治体
データ17	データ名称 データ保有者	発電量（バイオマス発電） 発電運営事業者	リアルタイム地震被害推定 REIC	VISON自治者情報 施設管理者	報告書情報 自治体
データ18	データ名称 データ保有者	発電量（太陽光発電） 発電運営事業者	電気障害情報 中部電力	新保健指導予約情報 施設管理者	
データ19	データ名称 データ保有者	発電量（風力発電） 発電運営事業者	ガス障害情報 東邦ガス	エコツアー予約情報 施設管理者	
データ20	データ名称 データ保有者	発電量（バイオガス発電） 発電運営事業者	健康状態、服薬情報 医療ヘルスケア分野		

○データ連携基盤整備事業者の候補

データ連携基盤構築事業者：
大日本印刷株式会社/三菱電機株式会社
* データ連携基盤システムは、先行している実績
のあるアクセンチュア株式会社のシステムを活用予定。

データ連携基盤運営事業者：
一般社団法人 三重広域連携Oneプラットフォーム
（区域指定後に設立予定）

* 区域データに関しては、令和2年12月21日に、
デジタル・ガバメント閣僚会議にて決定された、
ベースレジストリ・ロードマップを参照とし、各自治体
と優先整備事項の確認を行いつつ整理を進めて
いる過程。

Appendix

提案済み先端的サービスの一覧表

先端的服务の一覧表

No	先端的服务の名称	対象分野	サービスの内容	関連する規制・制度改革事項（新たな規制改革の提案、既存の国家戦略特区の特例措置の活用）
1	データ連携により実現する次世代型ウェルネスの創造	医療ヘルスケア （医療・介護・服薬・教育）	【キーポイント】 医療・ヘルスケア・その他全てのデータ連携と、マイナンバー活用で生み出す住民参加主導型ウェルネスを創造します。 【データ連携関連】 ヘルスケア情報を統合し、生活者のオプトイン情報共有・マイナンバー連携で住民の健康増進を実現します。 【連携データ（サービス）】 GreenField内サービスデータを連携させることで人(個)を基軸とする本質的なウェルネス創造をサポート。 1 【自治体所有・個人別オプトインデータ・マイナンバー】 2 【オンライン健康相談・診療・服薬指導アプリケーション】 * 規制緩和提案対象 3 【健診結果に基づく行動変容・ゲーミフィケーション活用の服薬支援サービス】 Green Field での行動・サービスプログラム・活動データ連携 4 【医療Maas運行・活用データ・オンデマンドモビリティデータ】 * 規制緩和提案対象 5 【オンライン（遠隔）指示・観察による地域互助システム】 * 規制緩和提案対象	【オンライン診療関連】 医師法2条の2第2項、17条及び20条 医療法1条の2第2項 厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」 【医行為関連】 医師法第17条、歯科医師法第17条、保健師助産師看護師法第31条 厚労省 通知「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」（平成17年7月26日）（医政発第0726005号） 以下、要配慮項目 【個人データ連携関連】 ・番号法 第26条・27条 ・特定個人情報保護評価に関する規則 ・特定個人情報保護評価指針 ・個人情報の保護に関する法律2条3項、17条2項、23条1項 ・個人情報の保護に関する法律施行令2条

先端的服务の一覧表

No	先端的服务の名称	対象分野	サービスの内容	関連する規制・制度改革事項（新たな規制改革の提案、既存の国家戦略特区の特例措置の活用）
2	マルチパーパス車両を活用した医療Maasの実装	医療ヘルスケア（医療・介護・服薬・物流）	【キーポイント】 ・マルチパーパス車両（人的移動・物流運搬利用に利用する車両）を、診療環境（オンライン診療・オンライン服薬指導・保健指導・薬剤受取り）として活用する。 ・車内薬剤受取りには、デジタルキー活用・個人認証することで無人薬剤受取り車両として活用できる（オンライン服薬指導連携が前提）。 【車両の特徴】 ■ 車両内に乗車スペース以外の場所に「通信機器・大型モニター・簡易一般医療機器・デジタルロック式小型宅配ボックス」を搭載し、医療サービス提供スペースとして利用。 ■ マルチパーパス車両医療：車両を自治体所定の場所・利用者居宅近くに停車させ、プライバシーが保てる環境下で大型モニターを使い、診察室（医療提供を受ける場）として活用。 ■ 車内オンライン診療：車内大型モニター活用で、オンライン診療・オンライン服薬指導を実践し、看護師同乗の場合は検査（心電図・採血等）も実施可能とする。 ■ 無人薬剤受取システム：車内搭載小型宅配ボックスに定期薬剤を格納し、デジタルキーを活用することで個人認証を確約し無人薬剤受取りシステムを社会実装する。 ■ オンデマンド配車：車両運行にいたっては、オンデマンド配送システムの活用とともに、物流運搬サービスとの連携を基本とすることで、効率的な運用体制を構築させる。	■ 医療法 1条の2第2項 ■ 厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」及び『巡回診療の医療法上の取り扱いについて』及び『医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて』の改正について』（平成24年10月1日医政発1001第7号） ■ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）4条5項、8条、36条の4第1項、36条の6第1項及び36条の10第1項
3	外国人医師（海外）と日本滞在外国人患者の国際間「オンライン診療」	医療ヘルスケア（医療・服薬）	【詳細内容】 ・診療提供者は、海外の医療機関・医師であり、対象患者の主治医（日頃通院している医療機関）であることが条件。また、Green field 内の医療機関に医療特区を設けて、医師・看護師が対象外国人患者の診察をサポートできる体制が整った環境でのオンライン診療実施とする。 ・必要に応じて、IoTデバイスの個人貸出しを行い、国際間オンライン連携を通じ、日本滞在中のヘルスデータを海外の主治医と連携させることも視野に入れる。 ・国際間「オンライン診療」日本国内の各専門家ネットワーク（医療関係者25万のうち医師7万名）との繋がりを活かし、専門領域の治療サポートまでを全て盛り込む。	■ 医師法 2条の2第2項、17条及び20条 ■ 医療法 1条の2第2項 ■ 厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」 ■ 内閣府国家戦略特区 規制改革メニュー2015年1月通知「国際医療拠点における外国医師の診察・外国看護師の業務解禁」の拡大解釈

先端的サービスの一覧表

No	先端的サービスの名称	対象分野	サービスの内容	関連する規制・制度改革事項（新たな規制改革の提案、既存の国家戦略特区の特例措置の活用）
4	あらゆるモビリティの自律運転が可能となる高精細ダイナミックマップ基盤の社会実装	モビリティ・サービス (移動・物流)	①高精細3次元地図データの社会実装 先進運転支援システム付き車両の走行を可能とすることで地域内の事故削減を実現するDynamic Mapの構築を特区内で社会実装する。 ②レベル4 自動運転の商業実装 まずVISION施設内に自動運転走行専用コースを作り、レベル4の自動運転走行を、実証実験フィールドとして利用しながら商業実装を進めていく。 ③ドローンのサービス実装 VISION内での自律飛行ドローンルームサービスの開始。飲食/商業エリアとホテルの客室をポイントtoポイントで運航するドローンをルームサービスに活用する。	①自動運転車両に関する法規制：道路運送車両法40条、41条、42条、46条/道路運送車両の保安基準/道路運送車両の保安基準の細目を定める告示/自動運転車の安全技術ガイドライン/道路交通法2条1項1号、62条等 ②運送に関する法規制：道路運送法4条/貨物自動車運送事業法3条/廃棄物処理法7条、14条
5	パーソナルデータ連動型の広域6町連携AIオンデマンド・モビリティサービス	モビリティ・サービス (移動・物流・観光) サービス連携： 医療ヘルスケア (医療・介護・服薬)	①6町広域AIオンデマンド・モビリティサービス 6町に渡る広域エリア全域において、利用者の利便性を考慮した生活エリアを基準とし、AIオンデマンド・モビリティサービスの社会実装を目指す。 ②モビリティ・ポートによる街の活性化 今後、想定される様々な新交通サービスも含めて、利用者が分かりやすい交通結節点の整備を進め、生活全般に関わる地域情報の発信により、地域が活性化するにぎわいの場を創出していく。 ③マイナンバーカード連携モビリティサービス展開 公共交通サービスを含む、移動サービス全般において、マイナンバーカードと連携することにより、住民や高齢者の割引サービスが手続さなく利用できるよう、ID連携の構築を進める。	①営業区域に関する法規制：道路運送法20条2号/道路運送法79条の2/道路運送法施行規則18条の2、51条の4第2項 ②共通運賃に関する法規制：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）3条/道路運送法9条、9条の2、9条の3/地域公共交通活性化再生法2条16号、36条の3 ③相乗タクシーに関する法規制：道路運送法3条1号ハ 【既存特例措置の活用】 過疎地等での自家用自動車の活用拡大
6	全国の地方空港を繋ぐエアネットワークの構築/空の玄関口を構築する「場外離発着場」の設置	モビリティ・サービス (移動・物流)	①小型航空機用場外離発着場の設置 現在、空港の無い三重県エリアにおいて、空の移動ネットワークを構築することで、観光を中心に地域の活性化を目指す。 ②全国の地方空港を繋ぐエアタクシー・ネットワークの構築 全国100カ所の地方空港と、利用可能な機材（Honda Jet/Kodiak等）と、利用者の需要を最適にマッチングさせ、且つ、移動の時間や経路を計算できるフライトシミュレーター機能を保有する空路のMaaSプラットフォーム構築	①都市的土地利用課題：都市計画法等（市街化区域/市街化調整区域/風致地区/生産緑地）、地域地区（地区計画）、自然公園法（自然公園地区/近郊緑地自然地区）、森林法（地域森林計画対象有林/保安林）等環境アセスメント規模要件等

先端的サービスの一覧表

No	先端的サービスの名称	対象分野	サービスの内容	関連する規制・制度改革事項（新たな規制改革の提案、既存の国家戦略特区の特例措置の活用）
7	地元産木材を使用した大規模木造美術館の建設 ①3次元避難安全シミュレーション及び運用時避難誘導システム	地域産業活性化（建築・林業）	◆設計時 3Dデータを活用したマルチエージェントシミュレーションを使用する。マルチエージェントとは仮想空間内に「複数の自律主体（エージェント）」で構成される「人工社会」を疑似的に作り、中で生じる現象を再現・予測するシミュレーション技術で、これにより不特定多数の来場者の避難完了時間を予測し、耐火性能と区画面積緩和を実現する。 ◆運用時 - 消防設備に加え、温度、画像センサーを施設内各所に配置し、これらの信号を解析することで、有事における最適避難誘導を実現する。 - 実際の在館人数の把握と避難ボトルネックとなる箇所の人だまり状況を把握し、設計時の事前シミュレーションに基づき、火災発生箇所に応じた最適な避難ルートを導き出す。また、これらの情報は美術館の展示サイネージやスマートフォンアプリを活用し、来場者に伝達するシステムとする。 - さらに、車椅子利用者の方にも適切な避難ルートを提示できる充実したバリアフリー対応を行う。	耐火性能と区画面積の緩和 ◆建築基準法第21条（大規模建築物の主要構造部等）2項 ◆建築基準法第27条(耐火建築物等としなければならない特殊建築物) 第1項 ◆告示第255 建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件 第1項 三
8	地元産木材を使用した大規模木造美術館の建設 ②木材トレーサビリティシステム	地域産業活性化（建築・林業）	- 非JAS認定工場において製材される木材について、簡易な打撃検査による強度確認結果を記載した電子ミルシートを作成し、ユーザに提供するための木材トレーサビリティシステムを導入することで、非JAS認定材の適用範囲拡大、強度補正の緩和を行う。 - 上記の検査結果をもとに、地元産木材の大規模木造建築への活用を促進し、地域産業の活性化を目指す。	主要構造部への非JAS認定材の活用 ◆建築基準法施行令第46条（構造耐力上必要な軸組等）第2項第一号イ ◆昭和62年告示第1898号 構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件 ◆平成12年告示第1452号 六 木材の基準強度Fc、Ft、Fb及びFsを定める件

先端的サービスの一覧表

No	先端的サービスの名称	対象分野	サービスの内容	関連する規制・制度改革事項（新たな規制改革の提案、既存の国家戦略特区の特例措置の活用）
9	林業活性化 ①森林資源のデータ化によるスマート農業	地域産業活性化 (環境・農林)	- 森林に関するデータは紙ベースなどアナログかつ古いものが多い。 - 航空レーザーやドローンなどを活用し、森林管理に必要な樹高・密度などを最新技術により収集。森林整備計画の基礎となる森林簿の精緻化・データ化を促進。 - 取得したデータを活用し、ICTによる資源管理や生産管理を行う仕組みを構築。スマート林業化を推進する。	
	②-1農地転用への規制緩和	地域産業活性化 (環境・農林)	- 森林に近い耕作放棄地や所有者不明の農地を集約し、林地として、植林等を実施。 - 一般的に山間部の山林と比べ、農地は作業道等があり、出材コストが低くなり、林業の活性化、収益構造の改善が期待される。	◆農地法4条 ◆農業振興地域の整備に関する法律17条 農地を農地以外に転用する場合には、原則として都道府県知事等の許可が必要 現行の許可基準に基づけば、一般的に市街地であれば転用が認められやすく、市街地外であり一定程度の面積であるなど集団での営農可能な土地については、転用許可が認められにくい。
	②-2保安林行為制限緩和	地域産業活性化 (環境・農林)	- 保安林は、森林法により行為制限があり、伐採などの活動を行うにも原則として都道府県知事の許可が必要である。 - 再造林時にも植栽樹種が定められており、早生樹などの植林は認められていない。 - 森林資源のデータに基づき、申請手続きの簡略化を図るとともに、早生樹の植林による短期間の伐採サイクルを実現し、収益化を図る。	◆森林法34条、34条の2、34条の3、34条の4 ●伐採の許可・届出 保安林における立木の伐採については、以下のような例外を除き、原則として都道府県知事の許可が必要（森林法34条1項） ●再造林時の植栽樹種の制限 保安林の立木を伐採した森林所有者は、指定施業要件として定められている植栽の方法、期間、樹種の定めに従い、伐採跡地に植林しなければならない（森林法34条の4）。
	③森林若返りに向けた投資促進施策	地域産業活性化 (環境・農林)	- カーボンニュートラル実現に向けた排出権取引は活性化する見込み。 - 一方で現状では、吸収量の多い海外との取引が多数を占める。 - ふるさと納税や地域通貨との連携（トークンエコノミーの実現）などにより個人、企業からの投資を誘引。	

先端的服务の一覧表

No	先端的服务の名称	対象分野	サービスの内容	関連する規制・制度改革事項（新たな規制改革の提案、既存の国家戦略特区の特例措置の活用）
10	有害鳥獣対策のIoT化、VISONによるジビエ肉のブランド化 ①狩猟情報のIT化、捕獲場所等の位置情報化	地域産業活性化 (環境・農林)	・ 猟友会の高齢化など、従事者が減少する中、IT化を推進し、効率化、ノウハウ蓄積を行う必要がある。 ・ わな設置位置、捕獲情報、目撃情報など、位置情報、日時をデータ化するために、カメラやGPS、通信機能を搭載したわななどを設置する。 ・ 生息域の把握、捕獲の確率を高くするためのノウハウの蓄積、見回り等の効率化を図るための情報共有などを実現する。	
	②有害駆除申請、報告手続きの簡略化	地域産業活性化 (環境・農林)	・ 有害駆除申請は事前申請が必要であり、被害防止の捕獲の場合、原則として被害証明書等を付ける必要がある。 ・ 近年多発する宅内被害などでは、住民の安全な暮らしを維持するためには早急な対応が必要だが、申請手続き等、対応できない。 ・ 申請手続き、捕獲後の報告手続きを見直し、簡略化、オンライン化を図り、迅速な対応が可能なものとする。 ・ その際、三重県が定める第12次鳥獣保護管理事業計画の上位計画や生態系保護の観点を遵守する。	◆狩猟申請 鳥獣保護法9条1項、11条、14条2項、55条、56条、鳥獣保護法施行規則7条、9条 ※オンライン申請など現行法規制下で実現可能な必要に応じて県との権限移譲等の協議が必要
	③処理手続きの簡略化・廃棄や食肉加工などの共同事業化 VISONレストランでの活用。ブランド化	地域産業活性化 (環境・農林)	・ 狩猟後の処理にかかる負担が大きい、廃棄や食肉加工などの効率化を目指し、6町での共同事業化を検討する。 ・ 食肉化するためには、捕獲、止め刺し後、迅速な処理が必要ことから、移動式解体処理車の導入や、地域の食肉加工場との連携を図る。 ・ VISON内での地産ジビエ肉の活用などを検討し、ブランド化や収益化を図る。	◆2021年6月に改正される改正食品衛生法54条、55条1項、改正食品衛生法施行令35条9号、改正食品衛生法施行規則66条の7別表19の5号二、「自動車で野生鳥獣を解体する食肉処理業の施設基準ガイドライン」に基づき実施。 ※2021年6月の改正食品衛生法により実施可能

先端的サービスの一覧表

No	先端的サービスの名称	対象分野	サービスの内容	関連する規制・制度改革事項（新たな規制改革の提案、既存の国家戦略特区の特例措置の活用）
11	地域のメタ観光情報発信プラットフォーム	地域情報発信基盤（観光・防災）	（概要） 利用者のニーズを的確に把握した効果の最大化が可能な広域観光プロモーションの実施とユーザーの現在位置を活用した最適な情報発信を行うITサービスを展開する。 （詳細） ①当該地域を中心とした他地域も含む様々な情報を収集 ②取り込んだデータを基に、AIによる観光ニーズの分析を行い、精緻な分析により的確なニーズを基にした、効果の最大化が可能な広域観光プランを制作する ③ユーザーのリアルな位置情報と活用し、それぞれのユーザーの行動に寄り添った情報発信を実現する。ユーザーの個人情報、位置情報（オプトイン方式）を収集し、移動手段や次の目的地の提案等、ニーズと現在の状況にマッチするパーソナライズされた情報発信を実現する。	【既存特例措置の活用】 旅行業登録の要否・要件の規制緩和（農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解除） ◆旅行業法 第2条及び3条
12	防災情報サービス「マイハザード」	地域情報発信基盤（観光・防災）	①観光客や住民も閲覧する地域情報サービスと連携し、サービス内での情報切り替えにより、使い慣れたUIで防災情報を受け取ることが可能 ②自助力の向上を支援するためのパーソナル防災（位置情報を活用した防災情報提供など）を実装すること ③非日常（災害時）は安否確認や避難の誘導支援等に展開できる仕組みを構築 ④モビリティやヘルスケア分野等の日常生活に導入する先端的技術を防災と連携する仕組みを実装すること ⑤新たなインフラ管理、ヘルスケア、モビリティ、環境・エネルギー等に導入する先端的技術の機能を防災に活用 ⑥官民連携による災害支援の仕組みを実装すること ⑦災害発生時の地域（自治体＋住民）の課題を、コミュニティや地域人材、民間企業が支援する共助の体制・仕組みを構築	緊急時及び人命に係るケースにおける、例外的な目的外利用 ◆個人情報の保護に関する法律 2条1項1号、17条1項、18条1項、23条1項、28条～30条等 ◆各自治体の個人情報保護条例

先端的サービスの一覧表

No	先端的サービスの名称	対象分野	サービスの内容	関連する規制・制度改革事項（新たな規制改革の提案、既存の国家戦略特区の特例措置の活用）
13	①スマートメータ導入 使用量の見える化・データ化	ゼロカーボンシティ （エネルギー・環境）	- 政府が打ち出す2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、省エネ促進と再生エネルギー活用促進の2点が重要である。 - スマートメータの導入に合わせて、使用量を使用者および自治体が把握できるデータ連携基盤を構築する。 - 使用者はスマホやタブレットを通じて、エネルギー使用量をリアルタイムに実感できる環境を構築することで、省エネ促進を図る。	
	②共同調達などコストを抑えた供給	ゼロカーボンシティ （エネルギー・環境）	- 地域の再生エネルギー活用促進を増やしていく必要があるが、コストが高くなってしまえば、財政や住民の負担が大きくなる。 - 環境省が公募する地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援を活用し、各自治体の現状把握、戦略作成を行う。 - 地域の再生エネルギー発電施設の活用促進や、PPA方式による太陽光パネルを設置した自己消費の増加、再生エネルギーを共同調達するCCA方式の導入などを検討し、地域再エネ供給事業の構築を行う。	
	③地域再エネ発電の推進	ゼロカーボンシティ （エネルギー・環境）	- 地域内で行われている再生エネルギーの発電事業の推進を図る。 <実施予定> - 多気町バイオマス産業都市構想などに基づき、地域内の木質バイオマス発電量の増加（2022年度～） - VISON内にバイオガス発電新設（2021年11月着工、2022年9月稼働予定）	

先端的服务の一覧表

No	先端的服务の名称	対象分野	サービスの内容	関連する規制・制度改革事項（新たな規制改革の提案、既存の国家戦略特区の特例措置の活用）
14	①社会基盤のデジタルツイン化 （ダイナミックマップとの連携）	デジタルインフラ・防災 （行政・防災）	- 施設データベースのデジタル化、AI・IoT等の最先端技術の導入による業務自動化・効率化・円滑化 - 施設の利用状況データなどを基にした、6町の行政境を跨いだ広域における施設の最適化 - カメラ・センサーなどから取得する施設の健全性データに基づく改修・更新の最適化 - 業務標準化やシステム導入を通じた、持続的で質の高い行政サービス - 行政境を跨いだ位置情報データ等の共有による、必要な時に必要なサービスを提供 - 地震、水害予測データとのリアルタイム連動による、迅速で最適な施設制御・監視・対応 - 医療やモビリティなどのソフト分野データとの連携により、個々の利用者にあわせたサービスを提供	
15	②6町及び民間企業が連携したインフラの包括連携管理	デジタルインフラ・防災 （行政・防災）	- 道路、公共施設、水道などの各種インフラの維持管理について、6町が連携し、効率的に行う方法について検討する。 （例）地方自治法284条をもとに6町が連携して広域連合を形成し、地域全体で最適な社会基盤の管理と防災対応を連携して実施する。など - 管理するインフラに応じて、各種官民連携手法を用いて、民間企業と連携し、コスト縮減と品質維持の両面を担保する方法を検討する。 - 防災力を向上する試みとして、みえ防災・減災センターの防災人材バンク、自治体職員OB、自衛隊OB、民間企業OBなど、地域の潜在的人材リソースを活用し、平時～災害時まで地域を支えるサポーター制度を導入する。 - ACM(Area Continuity Management)を地域実装するため、6町が連携した防災・減災活動の推進とインフラ管理の最適化を推進する。	

先端的サービスの一覧表

No	先端的サービスの名称	対象分野	サービスの内容	関連する規制・制度改革事項（新たな規制改革の提案、既存の国家戦略特区の特例措置の活用）
16	デジタル地域通貨を活用した6町地域経済圏の構築	デジタル地域経済圏（支払い・行政・観光）	①デジタル地域通貨「VISON-Coin」 地域内での経済循環の活性化を目指し、デジタル地域通貨の開発/運用を開始する。先行して、VISON内において、前払式支払手段として施設内68事業者で利用できるデジタル地域通貨を発行し、順次、6町への展開を図る。尚、デジタル地域通貨の運用においては、地域運営会社を設置し、地域に経済効果を残せる構造を構築していく。 ②地域振興券やプレミアム商品券など行政サービスとの連動 自治体が紙媒体で発行する地域振興券やプレミアム商品券など、住民に魅力的なサービスを連動し、利用率の向上を図る。合わせて行政サービスの合理化/効率化に寄与する。 ③ふるさと納税との連動や地域への投資を呼び込む施策 観光以外に地域外からの通貨を獲得する施策として、ふるさと納税の返礼品として、デジタル地域通貨の提供を行ったり、地域産業である林業等に対する投資を呼び込む。	①前払式支払手段として発行する場合： 資金決済法第2章第3節から第5節まで ②資金移動業として行う場合： 資金決済法第3章
17	観光AIと連動した魅力的なワーケーション/地域の自然資源を活用したヘルスツーリズム/地域産業と交流する木育ツーリズム	多目的ツーリズム（観光・教育）	①観光AIと連動した国内・海外の観光客に向けた長期滞在、再来訪可能なワーケーションプランの提案 「関係人口」を創出し拡大していくための方策の一つとして、海外人材が来日し就労しやすい環境を整備も検証を進める。 ②地域の自然資源を活用したヘルスツーリズム VISONとの連動により全世代(小児～高齢者)に対するスマートライフスタイルプログラムを提供する ③地域産業と交流する木育ツーリズム 森林セラピー・森林ヨガなどの癒しのコンテンツに加え、生物多様性学習ツアーや植林作業・間伐作業をアトラクションにしたコンテンツを提供VISONを訪れる宿泊者や観光客に周辺の森林資源を体感できるエコツアーを提供 ④VISONの道の駅登録 VISONを道の駅登録し、道路休憩施設、情報発信拠点として、幅広い利用を促進し、地域産業活性化を図る	【長期滞在時の多拠点納税制度提案】 地方税法39条、同法318条 【既存特例措置の活用】 道の駅設置者の民間拡大 （国家戦略特別区域に係る「道の駅」登録・案内要綱等の取扱いについて平成29年1月11日・国土交通省通知）の活用